

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年4月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年4月6日
(2)事業者の氏名又は名称	東京協同タクシー株式会社(法人番号6011401006942) 代表者 船橋 昌子
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区上板橋3-25-3 (本社営業所) 東京都板橋区上板橋3-25-3
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和2年7月7日及び令和2年7月14日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。 (1)新任運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第36条第2項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年4月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年4月6日
(2)事業者の氏名又は名称	サンタクシー株式会社(法人番号1020001026768) 代表者 馬場 正治
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市中区かもめ町20 (本社営業所) 神奈川県横浜市中区かもめ町20
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(44日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第13条
(6)違反行為の概要	令和2年8月7日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則)第38条第1項、(3)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年4月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年4月13日
(2)事業者の氏名又は名称	大和自動車株式会社(法人番号9010601004175) 代表者 澤田 林三郎
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区猿江2-16-27 (本社営業所) 東京都江東区猿江2-16-27
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第58条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年8月6日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(2)無車検運行(車両法第58条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年4月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年4月13日
(2)事業者の氏名又は名称	みかさ交通株式会社(法人番号4021001043197) 代表者 山口 義之
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横須賀市久里浜1-2-19 (本社営業所) 神奈川県横須賀市久里浜1-2-19
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(80日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第13条
(6)違反行為の概要	令和2年8月28日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年4月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年4月20日
(2)事業者の氏名又は名称	日本リース株式会社(法人番号6013401002038) 代表者 松原 一正
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都稲城市百村1043-5 (新木場営業所) 東京都江東区新木場1-2-9
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(5日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第48条
(6)違反行為の概要	令和2年9月8日及び令和2年9月29日、車両火災事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年4月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年4月20日
(2)事業者の氏名又は名称	日本交通横浜株式会社(法人番号2020001098229) 代表者 金田 隆司
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市戸塚区名瀬町1152 (大和営業所) 神奈川県大和市桜森2-2-20
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年3月11日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年4月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年4月27日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社ヤジタ交通（法人番号9030002107815）代表者 新井 雅夫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県川口市戸塚3-20-27 （本社営業所） 埼玉県川口市戸塚3-20-27
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(111日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和2年7月10日及び令和2年7月29日並びに令和2年10月2日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任未届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第68条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)乗務員台帳の備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)整備管理者の選任、解任の未届出(道路運送車両法第52条)、(10)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 12 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年4月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年4月27日
(2)事業者の氏名又は名称	錨自動車株式会社(法人番号9010901001005) 代表者 高橋 克弘
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区新町1-32-10 (本社営業所) 東京都世田谷区新町1-32-10
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年1月5日及び令和3年3月25日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)